

チツソ総会会場を現場検証

大阪地裁

【大阪】一株株主の入場を制限した株主総会は無効」と一水侯爵を告発する会「のメンバーが訴え

たチツソ株式会社（本社・大阪市

北区宗室町、島田貞一社長）四十

一回株主総会の決議取り消し請求

訴訟を審理している大阪地裁民事

六部（日高敏夫裁判長）は、六日

午前十時すぎから総会が開かれた

大阪市西区新町北道、大阪厚生年

金会館を現場検証した。

検証は、一株株主が入場を阻止

された正面入り口や、会社側株主

が占拠した中ホールステージ付近

などを中心に行なわれ、原告側代

理人の隣間屋一郎弁護士らが立ち

会った。

四十二回総会は昨年十一月二十

八日に開かれ、「告発する会」の

メンバーが水侯爵の企業責任を追

及するため一株株主として出席し

たが、会社側は全員が入場しない

うちに閉会、四分間で議案を可決

して閉会した。このため「告発す

る会」のメンバー二十八人が、

「一株株主の入場を不当に制限

し、決議を無視した総会は無効」

と訴え、これまでに六回の口頭弁

論が行なわれた。